

合併協議会だより

発行・編集／相模原市・藤野町合併協議会、相模原市・城山町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

相模原市と城山町が合併協議会を設置

平成18年4月12日に相模原市と城山町の1市1町による「相模原市・城山町合併協議会」が設置され、平成18年4月24日に第1回相模原市・城山町合併協議会が開催されます。

この合併協議会は、平成18年3月30日に八木城山町長が小川相模原市長を訪れ、平成19年3月11日（相模原市と藤野町の合併予定期日）の合併を目標として合併協議を行いたい旨の申し入れを行い、その後、相模原市と城山町で法定合併協議会の設置について、各市町の臨時議会に提案し、4月7日に城山町議会、4月11日に相模原市議会それぞれ可決されたことにより、設置されたものです。

今後は、合併協議会で合併市町村基本計画の検討や市町間で制度や取り扱いが異なる事務事業の調整など、合併に関するあらゆる事項について、協議・調整を行うこととなります。


合併協議会には、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき設置される法定合併協議会と法律に基づかない任意合併協議会の2種類があります。法定合併協議会は、関係市町村の議会の議決を経て設置され、会長と委員で構成されます。会長は委員の中から選任され、委員は関係市町村の長及びその他の職員、議会の議員、学識経験者で構成されます。法定合併協議会では、合併市町村の円滑な運営の



合併協議申し入れ後、握手を交わす、小川相模原市長（右）と八木城山町長（左）

確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（合併市町村基本計画）の作成その他市町村の合併に関する協議を行うこととされています。今回設置された「相模原市・城山町合併協議会」は法定合併協議会です。

会長あいさつ



4月12日、本市と城山町は、法律に基づく「相模原市・城山町合併協議会」を設置し、来年3月の合併を目標に協議を行うこととなりました。

これまで合併協議を重ねてきた本市と津久井町、相模湖町とは、去る3月20日に合併し、新相模原市としてスタートいたしました。


また、藤野町とは3月17日に県知事に対し、来年3月11日を合併の期日として、廃置分合の申請を行ったところでございます。

藤野町に続き城山町との間に合併協議会を設置できましたことは、本市と津久井地域の将来に向けて、大変意義のあるものと考えております。

今後、合併協議会だよりなどにおきまして、住民の皆様には協議内容をお知らせするとともに、ご意見をいただきながら、相模原・津久井地域の発展に資するよう協議を進めてまいりたいと考えております。

小川勇夫
相模原市長

副会長あいさつ

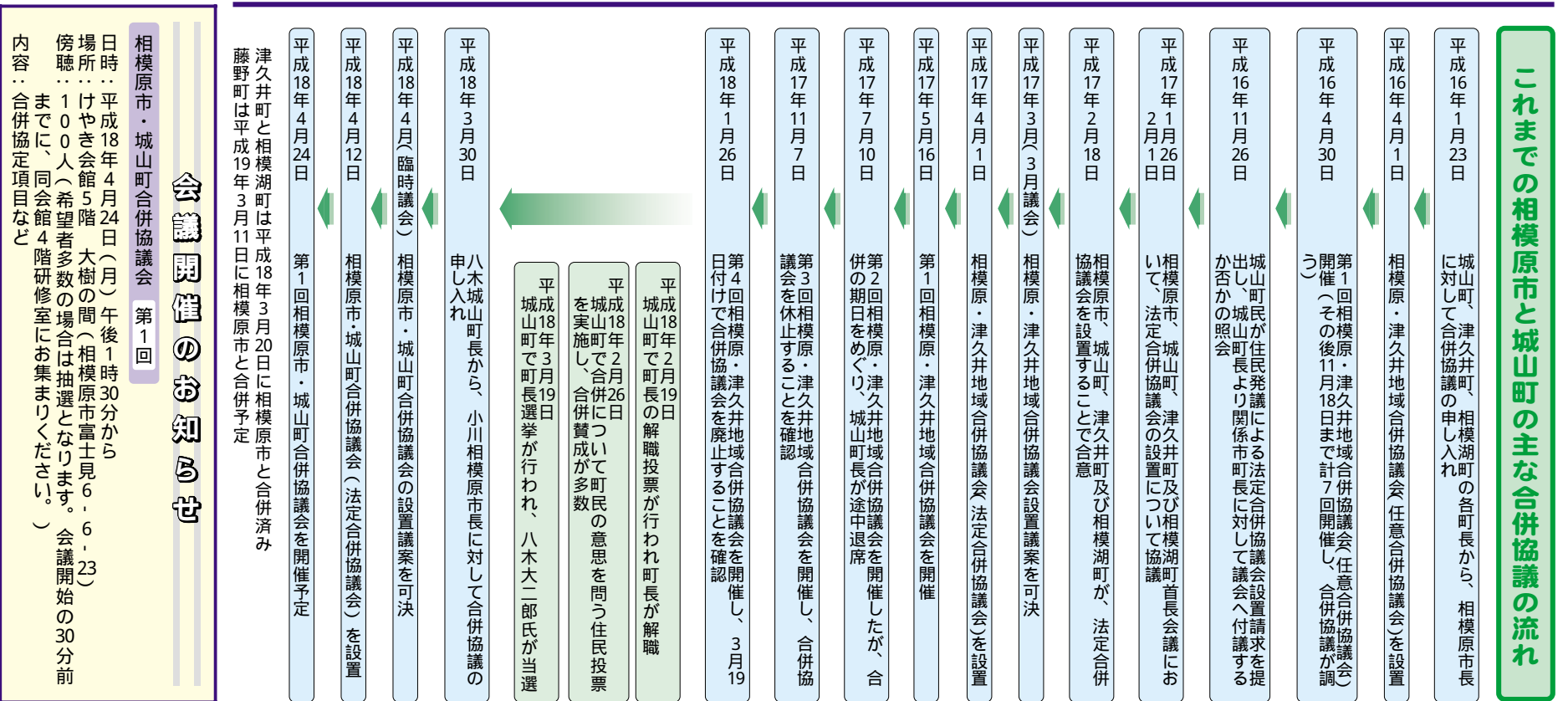


このたび「相模原市・城山町合併協議会」が設置され、合併実現に向けて確かな一歩を踏み出したことにつきまして改めて御礼申し上げます。

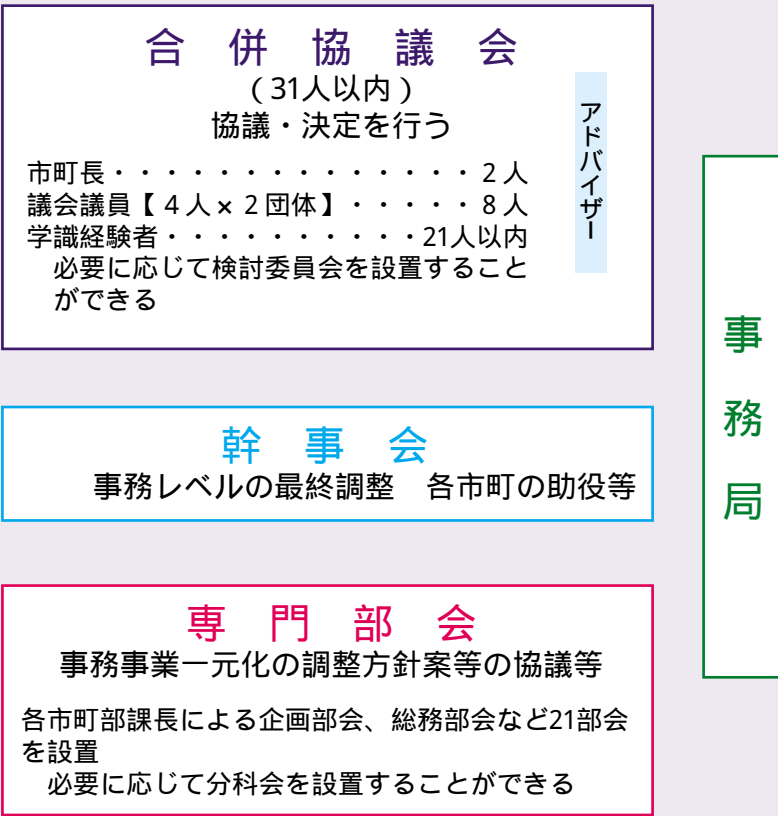
城山町は相模原市の発展とともにその歩みを進めてきており、城山町の生活圏はすでに相模原市と一体化しつつあります。生活圏と行政区域の共通化こそ、住民の満足度を向上させる究極の改革であると確信しております。

今ここに新たな半世紀の礎を築くための合併協議が始まります。未来から現在を見据え、安心と繁栄の未来を築くために、今まで培われてきた相模原市との信頼関係をもとに協議が円滑に進むよう努力してまいります。

八木大二郎
城山町長



相模原市・城山町合併協議会組織体系図



合併市町村基本計画（素案）にご意見をお寄せください

相模原市と城山町が合併した場合の、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資する合併市町村基本計画の素案について、住民の皆様のご意見を募集します。この計画は、新市のまちづくりを効果的かつ総合的に推進するための基本方針と、それに基づく事業や財政計画について定めるもので、4月24日に開催される第1回相模原市・城山町合併協議会において素案として協議されるものです。

計画（素案）の全文は5月1日（月）から下記で配布する予定です。

配布場所
相模原市 相模原市・城山町合併協議会事務局（広域行政推進課）、市役所本館1階行政資料コーナー、各地域自治区事務所庶務課・出張所・公民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センター
城山町 合併推進課、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター
藤野町 合併推進課、各支所

募集期間 5月1日（月）から5月22日（月）まで（必着）

記載事項 住所、氏名、電話番号を必ず明記した上、該当する箇所（どの部分についてのご意見かわかるように、見出し、行数などを明記してください。）
ご意見とその理由について書いてください。

提出方法 直接持参か郵送、ファクス、Eメールで相模原市・城山町合併協議会事務局へ（〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-768-4066、Eメール kouiki-14@city.saga.mihara.kanagawa.jp）

パブリック・コメント ご意見をお寄せください

相模原市では、城山町との合併について、5月1日（月）から22日（月）までの間、パブリック・コメントを実施します。資料は5月1日から相模原市広域行政推進課、相模原市役所本館1階行政資料コーナー、相模原市の各地域自治区事務所庶務課・出張所・公民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センターで配布するほか、相模原市ホームページ「パブリック・コメント」でご覧いただけます。

ご意見は、直接持参か郵送、ファクス（042-768-4066）、Eメール（kouiki-21@city.sagamihara.kanagawa.jp）で、住所、氏名、電話番号を書いて5月22日（必着）までに広域行政推進課へ。
提出書面の様式は問いませんが、口頭や電話でのご意見はご遠慮ください。いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。また、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただくことがあります。
お問い合わせ 相模原市広域行政推進課 ☎042-769-8206

相模原市・城山町合併協議会ホームページ開設のお知らせ

合併協議会の開催のお知らせ、協議状況などをご覧いただけます。今後も合併に関する情報を随時掲載しますので、ご覧ください。また、皆様のご意見・ご質問をお待ちしております。

相模原市・城山町合併協議会 <http://www.ss-gappei.jp>

県知事に相模原市と藤野町の合併(廃置分合)申請書を提出

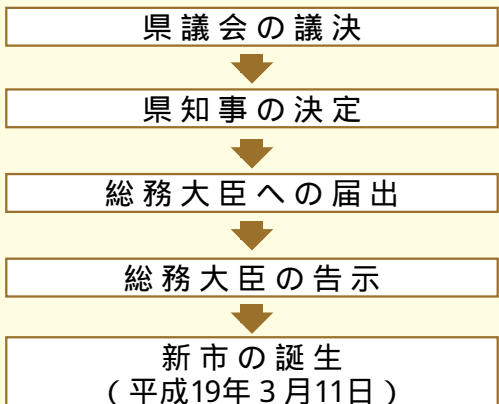


（右から）松沢県知事へ申請書を手渡す
小川相模原市長、鈴木藤野町長

相模原市と藤野町の3月議会において、廃置分合等の合併関連議案が原案のとおり可決されたことを受け、去る3月17日（金）に小川相模原市長と鈴木藤野町長が県庁を訪れ、松沢県知事に合併（廃置分合）申請書を提出しました。

今後は、県議会における審議など、県や国における手続きが進められることになり、平成19年3月11日の新市誕生を予定しています。

今後の手続きの流れ



相模原市・藤野町合併協議会 平成18年度事業計画及び予算について

平成18年度の相模原市・藤野町合併協議会の事業計画及び予算は次のとおりです。

事業計画

- 1 会議の開催
相模原市及び藤野町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 合併準備の推進
合併時まで調整するとしていた事項や合併関連準備事務を進め、円滑な新市への移行を図る。
- 3 広報の実施
合併協議会だよりの発行及びホームページ等による情報提供を行う。
- 4 その他必要な事業
国や県との調整のほか、必要な事業を実施する。

予算

(単位：千円)				(単位：千円)			
	款	項	金額		款	項	金額
歳入	1	負担金	22,000	歳出	1	事業費	12,435
	1	負担金	22,000		1	事業推進費	12,435
	歳入合計	22,000	1		総務費	9,525	
				3	予備費	40	
				歳出合計	22,000		

相模原市・藤野町合併協議会

ホームページ <http://www.sf-gappei.jp>

相模原市・城山町合併協議会

ホームページ <http://www.ss-gappei.jp>

お問い合わせ先

〒229-0036

相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

☎042-769-8206 FAX042-768-4066

